

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画策定に向けた取り組みの経過

平成26年2月26日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について ・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について ・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について
平成26年3月20日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について ・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の報告書について ・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について
平成26年4月8日	<p>第1回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的枠組みの検討 ・第1部 総論
平成26年4月22日	<p>第2回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために
平成26年5月13日	<p>第3回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために
平成26年5月27日	<p>第4回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために
平成26年6月10日	<p>第5回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために
平成26年6月24日	<p>第6回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 総論 ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために

<p>平成26年7月8日</p>	<p>第7回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行 ・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画
<p>平成26年7月22日</p>	<p>第8回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画
<p>平成26年8月8日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」における検討状況について
<p>平成26年8月12日</p>	<p>第9回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 総論 ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために ・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために ・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行 ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために ・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画 ・第4部 資料編
<p>平成26年8月26日</p>	<p>第10回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 総論 ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために ・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために ・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行 ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために ・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画 ・第4部 資料編
<p>平成26年9月25日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について

<p>平成26年10月27日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について
<p>平成27年1月 日</p>	<p>大阪市障害者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)への意見公募結果について
<p>平成27年2月 日</p>	<p>大阪市障害者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)への意見公募結果について <p>「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び第4期大阪市障がい福祉計画」策定</p>

大阪市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏名	補職名	備考
宇多 民夫	弁護士	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
佐藤 忠男	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会会長	
里見 恵子	大阪府立大学人間社会学部准教授	
壺阪 敏幸	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事	
西滝 憲彦	大阪市聴言障害者協会会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
松端 克文	桃山学院大学社会学部教授	会長
的場 操央	特別養護老人ホーム花嵐勤務	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	

(計 12名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者計画策定・推進部会委員名簿**

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備考
市原 聡	一般社団法人 大阪府歯科医師会常務理事	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 泰司	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会常任幹事	
岩崎 富巳子	日本労働組合総連合会大阪府連合会政策・男女平等・教育グループ部長	
倉町 公之	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会会長	
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
高橋 喜義	特定非営利活動法人 大阪難病連理事長	
辻 一	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会会長	
坪井 英里	大阪精神障害者連絡会事務局長代行	
平山 栄一	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会理事	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山内 泰典	大阪市障害児・者施設連絡協議会事業担当役員	
山中 成郎	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会理事兼福祉総括室長	
山梨 徳治	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会副会長	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	

(計20名)

大阪市障がい者施策推進協議会
地域自立支援協議部会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	現 職 名	備 考
芦田 邦子	NPO法人精神障害者支援の会ヒット事務局長	
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
加藤 啓一郎	大阪市障害児・者施設連絡協議会役員	
川嶋 雅恵	自立生活センターナビ	
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
潮谷 光人	奈良佐保短期大学地域こども学科准教授	
慎 英弘	四天王寺大学大学院教授	
堤 俊仁	公益社団法人大阪精神科診療所協会会長	
鳥屋 利治	特定非営利活動法人あるる代表理事	
橋本 雅行	ヒューマンライツ福祉協会障害者支援部長	
藤森 次勝	一般社団法人大阪府医師会理事	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	

(計16名)

大阪市障がい者施策推進協議会
 発達障がい者支援部会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備考
以倉 康充	大阪市こころの健康センター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センター所長	
岩崎 隆彦	大阪市障がい児・者施設連絡協議会（姫島子ども園園長）	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
田中 勝治	西宮すなご医療福祉センター院長	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
前野 哲哉	大阪市障がい者就業・生活支援センター所長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	

(計8名)

大阪市障害者施策推進協議会条例

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の合議制の機関として、本市に大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会又は次条第1項の部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(昭和47年10月2日施行、告示第565号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成6年4月1日条例第3号、平成6年6月1日施行、告示第476号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成16年10月1日条例第51号、第2条の規定、平成17年4月18日施行、告示第383号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成23年5月30日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に委員である者については、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第3条第1項に規定する委員の任期により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則(平成24年8月10日条例第76号)

1 この条例は、交付の日から施行する。

2 この条例の施行の際限に設置されている大阪市障害者施策推進協議会は、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する大阪市障害者施策推進協議会とみなす。

◇ 用語の説明 ◇

アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス

I C T

Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術。

アクセシビリティー機器

障がいによって機器操作ができない場合に、その機器を改良して利便性や操作性を高めたり、本人を支援して機器を利用しやすいように工夫した機器。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

~~市内の当番診療所での輪番制で実施していたが、平成20年7月から「大阪市こころの健康センター」で実施しており、診療所の固定化を図った。~~

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意。インクルーシブな社会とは、障がいの有無に関わらず、全ての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる共生社会。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育。この教

育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適應、症状増悪、再燃を起し易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的にもっている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となる。

強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適應行動を示し、日常生活に困難が生じている状態。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

クリティカル・パス（診療計画表）

医療ケアの効率化と質の維持、医療費削減をもたらす医療管理手法で、医療、福祉等の関係者が連携する際に、入院指導、患者へのオリエンテーション、ケア処置、検査項目、退院指導などを時間軸の横軸、ケア介入を縦軸としてスケジュール表のようにまとめ、効率的に患者のケアを行うためのワークフローシート。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。平成 18 年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にはならなくても、障害者総合自立支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

平成 12 年に成立した「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設及び車両等のバリアフリー化を推進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容とする。

小児慢性特定疾病疾患

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

身体合併症

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことでその人の生活を支援する制度。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

特定疾患

~~—原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾患として、厚生労働大臣が決定しており、現在、克服研究対象として130の疾患があり、うち56の疾患について治療研究対象として医療費の公費負担がある(平成23年4月1日現在)。—~~

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、平成19年4月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、新たにLD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症等が加えられた。

二次救急医療体制

休日・夜間に、精神疾患による入院治療が必要な患者のための救急診療体制。

~~—(大阪府・堺市との共同実施事業)—~~

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前(ノーマル)の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間(ピア)である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。

第3期障がい福祉計画の進捗状況

数値目標

事項	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標
入所施設からの地域移行	人	累計608	累計674	累計798
施設入所者数	人	1,472	1,435	1,451
入院後1年未満で退院する人の割合	%	75	75	76
入院期間5年以上で65歳以上の退院者数	人	累計156	累計176	累計150
社会的入院者数	人	727	706	852
地域生活移行支援事業による地域移行数	人	累計15	累計29	累計60
福祉施設からの一般就労への移行	人	420	477	340

障害福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 計画
		計画	実績	計画	実績	
訪問系サービス						
居宅介護	時間/月	169,697	159,577	189,551	175,374	211,728
同行援護	時間/月	21,428	20,924	28,569	29,776	30,768
重度訪問介護	時間/月	229,722	216,449	250,856	224,088	273,934
行動援護	時間/月	4,589	3,502	5,011	4,148	5,472
短期入所	日/月	4,489	4,408	4,744	4,968	5,013
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	4,971	5,289	5,018	5,479	5,065
自立訓練(機能訓練)	人/月	90	65	90	79	90
自立訓練(生活訓練)	人/月	171	230	171	274	171
就労移行支援	人/月	462	459	516	518	569
就労継続支援A型	人/月	82	138	92	349	102
就労継続支援B型	人/月	2,676	2,633	2,814	2,911	2,952
療養介護	人/月	18	16	18	16	18
居住系サービス						
共同生活介護/共同生活援助	人/月	1,829	1,604	1,994	1,721	2,174
施設入所支援	人/月	1,517	1,472	1,499	1,435	1,481
サービス利用計画作成費						
計画相談支援	人/月	2,877	766	3,769	1,412	4,660
地域移行支援	人/月	106	25	106	19	106
地域定着支援	人/月	342	51	342	126	342

地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
相談支援事業						
相談支援事業	箇所	25	25	25	25	25
住宅入居等支援事業	箇所	24	24	24	24	24
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	1,610	1,135	1,610	1,107	1,610
障がい児等療育支援事業	箇所	14	14	14	11	14
コミュニケーション支援事業	実利用者	407	306	407	324	407
	延べ派遣	1,612	2,332	1,612	2,475	1,612
日常生活用具給付等事業	件/年	60,087	58,792	62,990	59,972	66,038
移動支援事業	時間/月	118,228	115,897	121,840	118,007	131,221
地域活動支援センター						
活動支援型	箇所	94	68	94	62	94
生活支援型	箇所	9	9	9	9	9
訪問入浴サービス事業	件/年	16,054	16,533	17,120	16,379	18,256
日中一時支援事業	人/月	1,902	1,368	1,902	893	1,902
奉仕員養成研修事業						
手話通訳奉仕員	人/年	1,080	792	1,080	699	1,080
要約筆記奉仕員	人/年	40	47	40	96	40